唐の南衙と北衙の南司と北司への推移

曾 我 部 静 雄

北司と称するようになった。 司と言い、北衙に残っている神策軍は、これを北司と言ったが、又神策軍は宦官に指揮されているところから、 その走狗となって働くのであるが、このように南北衙が変化した後は、南衙には諸官庁の文官達は残っていることとて、これを南 変化して、南衙の兵は姿を消し、北衙の兵は神策軍の一つにまとめられるようになった。しかもこの神策軍は宦官の指揮下に入り、 は、北側の禁苑内に在ったから、かく称するのである。この南北衙の近衛兵も、時代が降るに従って、次第にその制度が崩れたり に皇城が存在し、 れる兵であった。 唐の天子を直接に護衛する任に当たる近衛兵は、 これを何故に南北衙と称するかと言うに、 宮城の後、 即ち北側に禁苑が存在したが、諸衛の兵営は、中央の諸官庁と共に南側の皇城内に在り、禁軍の兵営 南衙と北衙の兵であって、 唐では都城長安の北壁に接して宮城が在り、この宮城の前、 南衙は諸衛の兵であり、 六四卷一号 北衙は禁軍と称せら 宦官そのものをも、 一九八一年一月 即ち南側

緒

論

虎次郎先生の著わされた『支那史学史』にも、このことは、 中国の正史の志類中に、 軍政のことを取扱った兵志が設けられたのは、 新唐書が旧唐書より優れる点であるとされている。その新唐 欧陽脩らの編纂せる新唐書からであって、

書巻五十の兵志に、 夫所、謂天子禁軍者、 南北衙兵也、

南衙、

諸衛兵是也、

北衙者、

禁軍也、

ということが見えている。これは、

唐の天子は、その禁衛兵として、南衙と北衙の二種の兵を持っており、

37

南衙は諸衛の

あって、 兵を言うのであり、 時代が降るに従って、 北衛は禁軍を言うのであるとしている。この南衛と北衛の説明は、 その内容に変化が生じて来て、 唐の後半には、 南北司と称せられるようになるが、それが 唐の初期頃のことを述べたもので

一 南衙十二衛と北衙六軍

どのように変化するかを、以下述べようと思うのである。

方にあった折衝府から供給された。 兵として、左右衛率府・左右禦率府・左右清道率府の六率府もあった。この十二衛や六率府の兵士は衛士と称せられ、 って、左右衛・左右驍騎衛・左右武衛・左右威衛・左右領軍衛・左右金吾衛を称するのである。この外に、 禁衛兵の中の南衙の諸衛の兵というのは、十二衛の兵士のことである。十二衛というのは、隋の制度を承けたものであ 皇太子の禁衛 地

には、 兵門の唐府兵の所に 全部折衝府の兵士、即ち府兵になるかと言うに、そうでもないのであって、宋人・章俊卿の山堂(群書) 考索後集巻四十九 十四の折衝府を分散して設け、その中で首都の長安が所在する関内道には、二百六十一の折衝府が置かれた。 道・山南道・隴右道・准南道・江南道・剣南道・嶺南道の十道に分け、新唐書巻五十の兵志によると、各道に総数六百三 唐では唐会要巻七十の州県分望道によると、太宗の貞観元年三月十日に、天下を大きく関内道・河南道・河東道 時代によって増減があるが、男子は年が二十歳になると兵籍に入り、六十歳になると免ぜられる。 それらの男子は、 折衝府 · 河北 の数

及糧牛驢、皆六家共備、是不日悉民以為,兵也、有三丁、選材力一人為之、是不日悉民以為,兵也、 唐、二十為、兵、六十而免、 十年、《而民無』常兵之労、三時耕稼、一時治」武、北方衛、而兵無』常聚之患、六家而賦。一兵、六戸中等以上家、唐志貞観而民無。常兵之労、三時耕稼、一時治」武、見李牧原而兵無』常聚之患、六家而賦。一兵、李泌曰、府兵皆於 六家而供。一兵、注、是不、仰,給次官,也

であり、その一人の府兵に必要な糧食牛驢は、 とあり、 中等戸以上の六家の中で、一家に三丁男があり、しかもその三人の中の材力がある者一人を選んで府兵となすの 六家が共同で供給するという制度であった。 府兵の訓練は、 四季の中の冬

兵部の兵部郎中の職掌の所に 右道の二道にある折衝府であって、 年七月十一日、 派遣番上されるのであった。 季 兵制の唐左右十軍の所に、「諸衛皆調,関内府兵、有」急則召,諸衛官,領」之」とある如く、 ・の農閑期に行われ、 (中略) 春夏秋の三季は、 於、是、 しかも衛士を差出する折衝府は、宋人・王溥の唐会要巻七十二の京城諸軍の所に、 置"十二衛将軍、 差出する方法は、 家に在って農業に従事し、 分"関内諸府"線」焉」とあるのや、同じく宋人・王応麟の玉海巻百三十八 大唐六典巻五兵部の兵部郎中の職掌の所や、 この府兵の中から衛士が選ばれて、 関内の関内道とその西にある隴② 旧唐書卷四十三職官志 十二衛や六率府 「武徳三

皆取下六品已下子孫、 及白丁無」職役」者,点充、 凡三年一簡点、 成丁而入、 六十而免、 量」其遠邇~ 以定一番第

三年目ごとに、

衛士を選ぶということであり、つまりは三年目ご

と見えている。ところで「凡三年一簡点」とあるのは、

とに衛士の交代があり、 而免」とあるのは、 成丁即ち二十一歳の丁男から衛士になり、 従って衛士としての就役の一回の期間は、 五十九歳までつづくということであって、 三年であるということである。 また「成丁而入、 既に述べた如く

二十歳から兵籍に入るのとは、 一年遅いのである。

Ž その中央の北壁に接して宮闕区域が設けられてあり、 宮城の在るところは、 唐の都の長安の都市区劃は、 巻二百九の唐睿宗景雲元年六月甲申の条に、 西内とも称せられ、 隋の都の大興城の都市区劃を、 天子の居住せる所であり、その正殿は太極殿であった。 「(中宗) 梓宮遷御"太極殿」」とある所の胡三省の註に、 宮闕は宮城と皇城から成り、 そのまま踏襲したものであって、 宮城は北、 皇城はその南に位してい 周囲を城壁を以てかこみ、 資治通鑑 (以下通鑑と言

l内正殿曰』太極殿

とあるのや、 以"羽林兵,突"入武徳殿、 通鑑巻二百十の唐玄宗開元元年七月の条に、 竇懐貞・岑義・蕭至忠等、 於『南牙、挙、兵応』、之」とある所の胡三省の註にも 「魏知古告,太平公主欲。以,是月四日,作,乱、 令。常元楷

西内以"太極殿'為"正牙、自"北門'言'之、曰"南牙、

(39)39

正月壬午の条に、 と説明されている。ここに言う正牙とは、正衙と同義の語であり、また北門とあるのは、® 「太后疾甚、(中略) 時太子於』北門,起居」とあって、ここに北門が見えているが、 通鑑巻二百七の唐中宗神龍元年 この北門に対して、

洛陽宮北門、 亦曰"玄武門、不,従,端門,入,而從,北門,入、 問』起居、 取1便近1也

胡三省は

問うたのであって、この北門とは、亦い 北門と言うのであるとしている。玄武門は共に宮城の北側の門であり、長安の宮城では、ここを出ると、禁苑がある。 と註しているが、これは当時太后即ち則天武后は、洛陽宮に居り、皇太子 (中宗) はその北門から出入して、太后の起居を 洛陽宮城の玄武門に他ならず、長安宮城の玄武門も、 洛陽宮城の玄武門も、 玉

皆在『苑内、左軍在九仙門之西、(中略)故号』南衙北軍、 総|南北衙|言」之、南衙即諸衛之屯|於宮南|者也、 北衙即北軍之在,禁苑,者也、 諸衛営在1太極宮前、 朱雀門内、 北軍左右両

海巻百三十八兵制の唐左右十軍の所に、

門に至るということは、 の兵営もそこに混って存在したのである。 ら朱雀門に至る間とある。 と述べてあって、 って明徳門に至り、この大街によって長安城内が左街と右街とに分けられていた。従って太極宮、 唐の南北衙両軍の駐屯せる場所を、明示しているが、これによると、 そこは皇城の所在を意味するものであって、ここは唐国家の中央官衙が集り居る所であり、 朱雀門は宮城の前に在る皇城の南側の正門であり、その門が起点となって朱雀門大街が南に走 南衙諸衛の兵営は、 即ち宮城の前から朱雀 太極宮の前 か

三省の註にも かくて通鑑巻二百六十四の唐昭宗天復三年二月乙未の条の その北衙禁軍は、 北門即ち玄武門の外の禁苑の中に散在して駐屯している兵隊であり、 「於」是、朱全忠之党、 布列徧"於禁衛及京輔」」 宮城の北に居るから北軍という。 とある所の胡

唐北門禁衛之兵、 皆屯"於宮苑、 百司庶府及南衙諸衛、 皆分司居皇城之内、百官私第及坊市居人、 皆分司居朱雀街之左右街

に、

『皆用』唐元功臣子弟、 若』宿衛兵こ」と述べている。

第三代高宗の時には、

新らたな禁軍が編成された。

新唐書兵志や旧唐書巻四十四職官志第三武官の所に、

引続 が、 して、 σ 国家を創り終ると、 * よるのである。 と説明 北の白渠の旁の民が放棄してあった腴田を分給して定着せしめ、 ŏ い起りである。 いて高祖の許にとどまり、 北衙禁軍を設けるという計画のもとに造られたものではない。 度として定められていた。 こしている。 それは、 この 太原から率いて来た部下達を、復員帰郷せしめることとした。 北衙禁軍とか、 新唐書巻五十の兵志によると、 宿衛の務めに服したいと願う者が三万人程あった。 それが別に制度にない北衙禁軍が設けられて、 北牙禁軍とか、 北門禁軍と称せられる禁衛兵は、 唐の高祖が太原に蹶起して兵を率い、 これを元従禁軍と名づけた。 長安城の衛戍軍は、 二つの禁軍が出来たのは、 しかるところ、 高祖はその願い 唐の朝廷が 十二衛を以て当てるということ 隋末の大乱を平定して これが北衙禁軍のそもそ その部下達の中には、 を容れて、 南衙の十二衛とは別に 偶 彼等に に然の 原因 き 潤水

の時 門に置いて、 門即ち玄武門の所に出勤せしめて、狩猟に従わしめ、 世に入っては、 この貞観の初めの百騎兵は、 中で馬射に秀でた者百騎を選んで、 中の二等戸以上の者で、丈が高く強壮なのを選んで当てたのであり、 の兵に当て、一カ月に一営ずつ交代で番上して勤務に就かしめることにしたが、貞観十二年には、 元従禁軍の兵士が老化して来ると、 だ左右龍武軍と称する軍に改組された。 飛騎と称する兵士を入れ、 太宗は貞観の初めに、その中から弓を善く引く者百人を選んでこれを百騎と称し、二交代にして、 則天武后の時に千騎に改められ、睿宗の時に更に万騎に改められて左右両営に分かれ、 天子の游幸の翊衛ともした。百騎なる兵は、既に貞観の初めにも設けられていたが その子弟を以てこれに代えて若返えらし、 諸衛の将軍に命じてこれを領せしめることとした。 しかしいず また別に北衙七営なるものを設けて、 れの場合も、 宮城の宿衛に従わしめるのであったが、 その構成員は元従禁軍の子孫であった。 これを父子軍と称した。 材力の驍壮なる者を選んでそ 飛騎なる兵士は、 始めて左右屯営を玄武 第二代の また飛騎の 新唐書兵志 元従禁軍の 毎日北 太宗の 玄宗

始取,府兵越騎歩射、置,左右羽林軍、大朝会則執,仗以衛,階陸、行幸則夾,馳道,為,內仗、

とある。

二つは各々左右の両軍に分かれるから、都合四軍が出来上ったのであるが、粛宗の至徳二年に至って、また左右神武軍が 武軍は一般的な宿衛が主であるが、羽林軍は専ら儀仗兵に用いられた。かくて禁軍は龍武軍と羽林軍の二つ、しかもその これは「始取。府兵越騎歩射」」とある如く、府兵の中の越騎や歩射を以て当てていた。またその職務も異なっており、 即ち羽林軍と称する禁軍が造られたのである。この羽林軍は、先の龍武軍とは、その構成員が異なるのであって、 龍

置』左右神武軍、補」元従扈従官子弟、 不、足則取,它色带、品者、 同』四軍、亦曰』神武天騎、 制如羽林、 総曰」北衙六軍、

至徳二年十月十四日、左右神武両軍、先取1元扈従官子弟1充、

とあり、また唐会要巻七十二の京城諸軍にも

新設された。

新唐書兵志に

軍例、白身准॥万騎例、仍賜॥名神武天騎、永為॥恒式 如不」足、任。於"諸色中」簡取、二千人為"定額、其帯」品人、並同"四

とあるが、通鑑巻二百二十唐粛宗紀中の下の至徳二年十二月の所に、

置"左右神武軍、取"元従子弟'充、其制皆如"四軍、謂"之北牙六軍

従子弟に対しては、胡三省が、「元従子弟、謂。従"帝馬嵬;北行、及自"霊武[還"京師;者』」という註をつけている。 して粛宗の至徳二年には、北衙六軍が備ったのである。この時、 とあって、会要には、上記の如く、この軍の設置は十月とあるのが、 また左右英武軍なるものも新設された。 通鑑では十二月となっている。またこの一文中の元 新唐書兵志や通 かく

と述べてあり、 又択。便ィ騎射ィ者、 置ィ衙前射生手千人、 亦曰。供奉射生官、 又曰ィ殿前射生手、 分ル左右廂、 総号曰。左右英武軍、 (新唐書兵志による) 旧唐書巻四十四の職官志第三武官の左右神武軍の本註にも、

鑑には、上述の神武軍に続けて

42

又置,衙前射生手千餘人、謂,之左右英武軍、非,六軍之例,也

と述べているが、この軍は、 南衙の十二衛に対する北衙の六軍による唐の南北禁軍の制度も、 「非"六軍之例」也」とある如く、北衙六軍には加えられず、別の存在のものであった。 新らしく生まれた神策軍の抬頭によって、全面的に崩

壊し去ったのである。

宮中京城警、監門掌,諸門禁衛、千牛掌,侍衛」 と、 簡潔に述べてあ 詳しく説明されている。 るが、玉海巻一百三十八兵制の唐十六衛・隋十二衛の所には、それが 有:大将軍、有:将軍、自:左右衛:至:領軍、並掌:宮禁宿衛、金吾掌: 文献通考巻一百五十五兵考禁衛兵の所に、十六衛、毎衛有二上将軍 るが、普通は十二としていたようである。尚お各衛の職掌については このように、唐の諸衛は、十二にする史書と、十六にする史書とがあ の外に、左右監門衛と左右千牛衛の四衛を加えて、十六衛としている。 兵部尚書などに見えているが、旧唐書巻四十四武官の所には、十二衛 唐の十二衛のことは、唐会要巻七十一の十二衛や、大唐六典巻五の

知られるのである や差科簿に、衛士としるせる丁男が多く記載されていることによって ことは、この道に含まれていた敦煌地方から発見された唐時代の戸籍 **隴右道は関内道の西にあり、この道からも、衛士が供給されていた**

下で伝えられたと言われるが、それが官衙と異ならないところから、 字である。牙は軍門に立てられる旗のことであって、軍の命令はその 官衙が官牙となるようになって、牙と衙が通じて用いられるに至った 牙と衙とは、同じ意味の字であって、牙は本字であり、衙はその語 銭易の南部新書の庚篇には 中国の諸書に述べられている。少しくその例を示すならば、宋人

近代通謂」府廷,為二公衙、即古之公朝也、字本作、牙、詩曰、祈父、

予王之爪牙、祈父司馬掌,武備、象,獸以,牙爪,為,衛、故軍前大旗、 之下、与、府朝、無、異、近俗尚、武、 謂一之牙旗、出」師則有一建」牙得」牙之事、軍中聴一号令、 是以通呼、公府公門、為、牙門、 必至。牙旗

とあり、また宋人・呉曾の能改済漫録巻二の牙門には

早晚声鼓、則又謂,之衙牌、児子謂,之衙内、皆不、知、之耳、唐韻注 以,,象牙,飾、之、所,以自表飾,也、太守出則有,門族、其遺法也、後 孔経父雜説、記.突厥、李靖建.牙於磧中、牙者旗也、東京賦、竿上 府」也、蓋押牙旗者、按「兵書」云、牙旗、将軍之旌、故暨」於門、史 其說,者也、唐資暇集亦云、武職有,押衙之目、衙宜、作、牙、非,押衙 知牙者、所言以為心衛也、義主三十此、而孔氏止謂,之族,者、不」得, 為、牙旗、出、節則有、建、牙之事、軍中聴、号令、必至、牙旗之下、乃 王之爪牙、大司馬掌:|武備、象:猛酸:以:爪牙:為;衛、故軍前大旗 廷,為,公衙、即古之公朝也、字本作,牙、訛為,衙、詩曰、祈父、予 云、衙府也、是亦訛耳、以上皆孔説、 余按:語林:云、近代通謂:府 遂以、牙為、衙、早晚衙、亦太守出建、旗之義也、或以、衙為、廨舎、 南史侯景伝、景将"率、謀臣」朝、必集、行列門外、謂、之牙門、以、次 伝咸作:牙門、今押牙、既作:押衙、牙門亦謂:之衙門:乎、 予又按

既に唐人がなしていたようである。即ちその例は、唐人・封演の封氏 とある。以上の二例は宋人が述べたものであるが、このような説明は、 引進、牙門始見一於此一 43

聞見記巻五の公牙の所に

近代通調,府廷,為公衙、公衙即古之公朝也、字本作,牙、詩曰、祈父、予王之爪牙、祈父司馬掌,武備、象,益歟,以,爪牙,為,衛、故軍父、予王之爪牙、祈父司馬掌,武備、象,益歟,以,爪牙,為,衛、故軍公牙、府門為,牙門、字稍訛変転而為,衙也、非,公府之名、或云、公牙、府門為,牙門、字稍訛変転而為,衙也、非,公府之名、或云、公牙、府門為,牙門、字稍訛変転而為,衙也、非,公府之名、或云、公牙、府門為,牙門、字稍訛変転而為,衙也、非,公府之名、或云、公門外刻,木為,牙立,于門側、以象,歐牙、軍将之行、置,於三族一边、

ある所にみえる胡三省の註は、の条に、「晡時、(臨淄王) 隆基徴服与』(劉) 幽求等、入売中己 との 唐の長安の禁苑については、通鑑巻二百九唐睿宗景雲元年六月庚子と見えている。

四所、漢長安故城、東西十三里、皆隸示入苑中、四所、漢長安故城、東西十三里、皆隸示入苑中、

唐禁苑、 在:皇城之北、 苑城東西二十七里、 南北三十里、 東抵三朔

と述べてるあ。

対して、胡三省は、「宮苑、謂。宮城及苑城,也」と説明している。至、晟謂。懷光,曰、賊若固言守宮苑、云云」とある所に見える宮苑に〔(李) 晟与。(李) 懷光,会。于咸陽西陳鑄斜、築,塁末,畢、朱泚衆大⑥ この宮苑と言うのは、通鑑巻二百三十唐徳宗興元元年二月の条に、

に、羽林軍が設けられたとなっている。 配 , 左右羽林軍、領 ,羽林郎六千人, 」 とあって、 則天武后の垂拱元年

唐会要巻七十二京城諸軍の羽林軍の所には、「垂拱元年五月十七日、

一 府兵制度の廃頽と節度使及び観察使の設置

太宗の時に整備された南衙十二衛の制度も、 次の高宗、更には則天武后の時代に入ると、早くも崩れ始めた。 新唐書兵

稍亡匿、至」是益耗散、 玄宗開元六年、 長從兵、共十二万、号』長従宿衛、歳二番、命』尚書左丞蒲嵩与『州吏、共選」之、明年、更」号曰『曠騎 始詔、 折衡府兵、毎"六歳」一簡、自"高宗武后時、天下久不」用」兵、府兵之法寖壊、番役交代、 ,宿衛不」能」給、宰相張説乃請。一切募」士宿衛、十一年、 取。原兆・蒲・同・岐・華府兵及白丁、 而益以。潞州 多不」以、時、 衛士稍

て、開元十一年から、募集によって宿衛の兵を充すこととなった。この兵を、初めは長従宿衛と称したが、翌十二年には なくなり、遂に玄宗の頃になると、 とある。十二衛の兵士である衛士を供給する府兵制度が、高宗武后の頃から崩壊し始めたから、 宿衛の任に当たる衛士の供給も止まる状態となった。そこで宰相の張説の上請となっ 衛士の供給も円滑に出来

研究

百人、 の十二衛も北衙の六軍も、 の立直しを行って、 京兆から募る曠騎は六万六千人、 類時と改名され、 岐州は六千人、 十三年から、 何んとが表面を糊塗したが、 河南府は三千人、陜・虢・汝・鄭・懐・汴の六州は各六百人であった。このようにして南衙十二衛 共に大打撃を受けて禁衛兵としての役にも立たず、 始めて曠騎を以て十二衛に分隷することとなった。 華州は六千人、 玄宗在位の天宝十四年(七五五)から始った安禄山らの乱によって、 同州は九千人、 蒲州は一万二千三百人、 有名無実の存在へと進んで行くのであった。 総数十二万、 絳州は三千六百人、 毎衛一万人ずつであって、 晋州 は千五

及"安禄山反、天子西鴐、 禁軍従者、 裁千人、 爾宗赴」霊武(士不、満、百

新唐書の兵志に

には、 とあって、 少しの効能も無かったのである。 安禄山らの所謂安史の乱が始まった際の禁軍の有様が述べられているが、 折角設けた禁衛兵も、 朝有事 Ō) 時

衙禁軍が 0 る税役制度を中心として建てられた唐の国家機構は崩れ去り、 L 華南地方には多く観察使が置かれて民政と軍政を掌ったのである。 いかしこの乱の唐の国家に与えた影響は大きく、 『の禁軍は北衙だけとなり、 両 安禄山らの乱は、 同 温課 いする ′残 たが、 一両税法と雑徭とになり、 前後八年の長きに亘って続いたが、 地方の軍政はどうなったかというに、 それも次第に新らしく生れた神策軍の一つに固まって行った。このようにして、 南衙の十二衛からなる禁軍も崩れ各地に設けられていた折衝府も荒廃して、 所謂均田法による土地制度や、 郭子儀らの諸将や、 華北地方には多く節度使が置かれて軍政と民政を掌り、 土地は私有制度となり、 節度使と観察使については、 回紇の援軍によって平定することが出 それに随伴する租・調 税役は租・調・ 私は拙著 庸が合され 庸 『中国律令史の 中央には北 雑徭 一来た。 華中 天子直 て夏秋 いからな

下の民政をも掌るようになったのである。 大権を持つ武官であって、 所収の 「唐の節度使と観察使」 に詳述してあるが、 この初めは辺境にのみ置かれていた節度使が、 節度使は元来は辺境を防衛するために、 初めは軍政のみを掌っ 安禄山らの乱を契機として、 辺境に設けられ た。 それが 次第に管 た兵馬 唐

の 内地にも設けられるようになった動機については、 郭子儀以,安史音拠,洛陽、 故諸道置』節度使1以制』其要衝、今大盜已平、 通鑑巻二百二十三の唐代宗広徳二年の五月から六月にかけての所に、 而所在聚、兵耗素靈百姓、表請、罷、之、 仍自1河中1為2始

子偕其有安国家、尊朝廷之心、而時君不能尽用之也、六月、 勅、 罷 』河 中節 度及 耀 徳軍、胡註、子儀時鎮河中、麥先龍河中節度、以示諸鎮、君六月、 勅、 罷 』河 中節 度及 耀 徳軍、 置耀德軍於河中、胡註、乾元二年、

置 係のある地方に多く設けられる傾向が見られる。 各要衝に節度使を置いたことに起因しているのである。 と見えている如く、 か ñ 関係の無かった華中や華南の地方には、 安禄山らの乱に際して、この賊徒を平定するために、 これが即ち節度使が安禄山らの乱に直接関係の深かった華北地方に多く 観察使が多く置かれた所以である。 従って節度使を内地に設けるようになっても、 賊徒が拠れる洛陽に通ずる要衝を制する目的で、 節度使と観察使との差異は、 安禄山らの乱に関 文献通

蓋唐制、一道兵政属"之節度使、民事属"之観察使、然節度多兼"観察"

考巻六十一職官考の採訪処置使の所に、

るから、 とある如く、節度使は軍政を専掌し、観察使は民政を専掌するものであるが、 従って軍政も民政も合わせて掌ることとなる。 その観察使の場合は、 その節度使の場合は、 節度使を兼ねることはない 大抵観察使をも兼ね が、 しか し通鑑

福建・江西・湖南諸道観察刺史、皆訓n練士卒、又令。天下郷村各置』弓刀皷板1以備。群盗、

巻二百五十二の唐僖宗乾符三年正月の条に、

とある如く、 者が多くなった。 ていたのである。 節度使の居らぬ所では、観察使や刺史が兵士の訓練を掌るようになっており、 かも華中及び華南の地方でも、 唐末になるほど、 観察使を称する者が少なくなって、 観察使が実際は節度使を兼ね 節度使を称する

神策軍の創設と宦官の抬頭

π

北衙禁軍は、 既に述べた如く、 粛宗の至徳二年までに、 左右龍武軍・ 左右羽林軍・左右神武軍の所謂北衙六軍が 編成さ

れ この時また左右英武軍なるものも、 別に造られたから、 実際は八軍 中が備わ ったわけである。 その後の粛宗の次 に即

位

この神策軍の 放立は、 新唐書兵志や文献通考の兵制によると、

左右神策軍が新らしく禁軍に加わった。

した代宗の時に、

めの駐屯地を設け、 とあって、 哥舒翰破"吐蕃臨洮西之磨環川、即"其地"置"神策軍、以"成如璆"為"軍 哥舒翰が吐蕃の侵入軍を、 成如璆をそこの軍使としたとある。 臨洮 (甘粛省岷県) この神策軍という辺境守備隊の駐屯地を設けたことは、 0) 西の磨環川で破り、 その 地に神策軍① という辺境守

備の

軍

隊 のた

通鑑巻二

とあって、 哥舒翰奏、 神策軍を設けたことは、 於"所」開九曲之地(置"洮陽・澳河二郡及神策軍(以"臨洮太守成如璆(兼"洮陽太守(充"神策軍使 玄宗の天宝十三年七月のことであるとしている。この天宝十三年の翌年の十四年に安

百十七の唐玄宗天宝十三載七月癸丑の条にも

禄山らの乱が起るが、

乱が起ると、

文献通考の兵制や新唐書兵志には

移 率者が宦臣であったことから、 朝恩に率いられて禁苑に屯するようになり、 と述べてあり、 --屯」苑中、自」是寖盛、 策軍、天子幸,其営、及,京師平、朝恩遂以、軍帰,禁中、自将、之、然尚未,与,北軍,歯,也、 僕射、軍遂統I於観軍容使 所部兵、号"神策軍、以"伯玉」為"節度使、与"陝州節度使郭英义、皆鎮"陝、 及一安禄山反 たが、 代宗の大暦四年(七六九)になると、 (成) 神策軍が安禄山らの乱の始めから、 如璆以 分為"左右廂、勢居"北軍右、遂為"天子禁軍、非"它軍比、朝恩乃以"領軍容宣慰処置使 知"神策軍兵馬使、 (魚朝恩)、代宗即位、(中略) (衛) 伯玉」将」兵千人」赴、難、 禁軍としての神策軍と宦臣との関係が生ずるようになった。 遂に禁軍に加るようになった経過を説明している。この禁軍に加 新唐書兵志及び文献通考兵考には 代宗の永泰元年(七六六)に吐蕃の入寇があって、 広徳元年、代宗避』吐蕃₁幸√陝、朝恩挙#在√陝兵与#神策軍1迎扈、悉号』神 伯玉与!(魚)朝恩、皆屯!于陝、 其後伯玉罷、 永泰元年、吐蕃復入寇、 以1英义1兼1神策軍節度 時辺土陥蹙、 神策軍の駐屯地は、 神策故地淪没、 ために宦臣出身の 朝恩又以《神策軍 (使)、英乂入為 2 即詔!伯玉 た際 禁苑内に の統 魚

禁軍の中心的存在へと成長して行ったが、魚朝恩が罪を得て死するや、暫くは、 りに任ずるばかりでなく、屢屢裨将をして兵を率いて征伐に従わしめ、往々にして功を立てることもあって、次第に北衙 (魚朝恩) 請、 都の長安に近い所の各地を、神策軍の支配下に入れるようになった。 以"京兆之好畤・鳳翔之麟游・普潤、皆獄"神策軍、明年、復以"興平・武功・扶風・天興"隷」之、朝廷不」能」遏 しかし神策軍は、 宦官が兵を掌ることは、中止された。 禁苑に在って宮城の守

自』魚朝恩死、宦人不』復典。兵、徳宗以』禁衛」尽委』白志貞、(新唐書による)

唐書及び新唐書の宦官及び宦者の伝の中の竇文場と霍仙鳴の両人の伝には、

に、たちまち禁軍を腐敗堕落せしめて、全く役に立たぬものにした。新・旧唐書の宦者・宦官伝の竇文場・霍仙鳴伝には、 貞に、尽く委ねて、彼を神策軍使とした。この白志貞は宦官ではなく普通人であったが、姦智にたけた人物であったが故 とあって、その事実を述べており、徳宗は禁軍を以て、安禄山らの乱を平定するに大功のあった李光弼の部下たりし白志 上掲の文に続けて

天、帝逐』志貞、并』左右軍、付』文場」主」之、(新唐書による) 志貞多納"富人金」補」軍、止収"其腈」而身不」在」軍、及"涇師乱、帝召"近衛、 無。一人至者、惟文場等率。宦官及親王左右、

廷から離れる態度を露骨に示し始め、続いて准西節度使の李希烈が、自から天下都元帥を称して叛旗をひるがえすに至っ らない有様であり、徳宗の建中二年 (七八一) 頃から、盧龍節度使朱滔・成徳節度使王武俊・平盧節度使李納らが、 とあり、 占拠し、当時長安に住んでいた朱泚を頭に戴いた。上掲の一文中に、「及1|涇師乱1」とあるのは、このことを言うのであ 粛省涇川県)節度使姚令言の率いる一軍が、長安を通過するに当たって、給与が悪かったことによって兵乱を起して長安を また徳宗はこの兵乱に遭って禁衛の兵を召し呼んだが、上掲の一文中に、 徳宗は准西を討つために、各節度使に出兵を促し、准西に赴かしめることにした。 しかるにその際に、涇原 白志貞が富人から賄賂をとって富人を軍人にするが、その富人はただ軍人としての賃銀を貰うだけで軍隊には居 「帝召』近衛、無』一人至者」」とある如く、 唐の朝 甘

48

時の状態は通鑑巻二百二十八の唐徳宗建中四年十月丁未の条に、 召に応じて来たる者は一人も無ったのである。そこで徳宗は、長安を脱出して奉天 (陝西省乾県) に赴くのであるが、 この

\従者、什七八、 上 王誼前駆、太子執、兵以殿、 (徳宗) 乃与"王貴妃・韋淑妃・太子・諸王・唐安公主、自"苑北門1出、 初魚朝恩既誅、 司農卿郭曙以|部曲数十人|猟|苑中、聞」闢謁|道左、遂以|其衆|従、 宦官不1復典5兵、 有" 窗文場・霍仙鳴者、 嘗事"上於東宮、至」是、 王貴妃以『伝国宝』蝶』衣中」以従、後宮・諸王・公主不」及 (中略) 右龍武軍使令狐建、 帥」宦官左右僅百人」以從 方数1射

於軍中一聞」之、帥」麾下四百人一從、乃使」建居、後為,殿、

と見えている。 白志貞は奉天において弾劾を受けて職を逐われ、 左右神策軍は、 **幷せて竇文場に指揮** せしめた。 宦官が兵

権を握ることの弊害については、その頃既に通鑑巻二百二十九の唐徳宗建中四年十二月の所に、

蕭復嘗言"於上1曰、宦官自"艱難1以来、多為"監軍、恃」恩殺橫、此属但応」掌"宮掖之事、不」宜"委以"兵権国政、 上不、悦

とある如く、徳宗にその注意を喚起する人もあったのである。 しかし徳宗は、「上不」悦」とあるように、 それを悦ばなか

ったのである。

即位当初から宦官を好んでいたのではなく、

鑑巻二百二十六唐徳宗建中元年十月の条の所に、

当初は寧ろ嫌っていたのである。

そのことは、

即位当初である通

発」之、冬十月己亥、 恭按1度州刺史源敷翰1流1之、 大曆以前、 賦斂出納俸給、 貶』連山尉、於、是、 皆無、法、 上以『宣歙観察使薛邕、 長吏得」專」之、 州県始畏山朝典 重以』元王秉、政、 文雅旧臣、徵為』左丞、邕去』宣州、盗⊓隠官物、 不』敢放縦、上初即位、疎π斥宦官、 貨路公行、天下不」按"臟吏」者、 親一任朝士 以1巨万1計 殆二十年、 而張涉以「儒学」入侍、 惟江西観察使路嗣 殿中侍御史員寫

邕以1文雅1登朝、 継以、魊敗、 宦官武将、 得。以藉口、曰、 南牙文臣、 **嫐動至1巨万** 而謂,我曹,獨記天下、 豈非,欺罔,邪 於、是、

上心始疑、不,知,所,倚仗,矣、

と見えている。 ここに「上初即位、 疎"片宦官、 親」任朝士」とあるように、 即位した当初は宦官を斥けて、 文官を親任 49

が無くなる状態となった。 たのであるが、その文官が贜罪を犯し、宦官や武将達がさわぎだしたので、徳宗も文官を疑うようになり、 しかも武将もまた、後に述べてある如く、徳宗は嫌うようになったが、宦官はその後しばしば 信頼する者

徳宗の危難の際に、 大いに役立ったから、宦官を徳宗が信頼するようになった。

朱泚らの乱徒は、 間もなく平定されて、徳宗は長安に還ったが、ここにおいて、通鑑巻二百三十一の唐徳宗與元元年八

月の条に

上還。長安、頻忌。宿将握。兵、多者稍稍罷。之、戊辰、以。()愛) 文場 「監神策軍左廂兵馬使、王希遷監右廂兵馬使、始令」「宦官分ハ典禁

Ų とあり、 を分け典ることとなったのである。 右神策軍を主ったのは、 同じく王希遷を監神策軍右廂兵馬使に任じたのであり、 建中四年 (七八三) の翌年の興元元年の八月には、徳宗は宿将を斥けて、宦官の竇文場を監神策軍左廂兵馬使に任 臨時のものであったが、この興元元年のは、 この所にある胡三省の註には、 戯の建中四年に奉天において、 正式に宦官の竇文場と王希遷が、禁軍の左右神策軍 **寳文場が白志貞に代わって左**

宦官握』兵柄、自、此不、可、孪矣

の竇文場・霮仙鳴の伝にも、共に上記の兵馬使に任ぜられたことが載せられているが、しかし通鑑とは、 と述べてあって、この時から、 唐の宦官が兵権を握ることが、 固定化したとしている。 また新 ・旧唐書の宦者及び宦官伝 その内容が少し

徳宗還」京、頗忌』宿将、凡握」兵多者、悉罷」之、禁旅、文場・仙鳴分n統焉?

とあり、また新唐書には

く異なっている。

即ち旧唐書には

とあって、通鑑に神策軍を分統したのは、竇文場と王希遷であるとしているに対して、この旧唐書と新唐書は、 帝自山南]還 両軍復完, 而帝忌』宿将難り制、故詔』文場・仙鳴1分引総之1 貞元十二年六月、

場と霍仙鳴であるとしていて、 通鑑に王希遷とあるのが、 新・旧唐書には霍仙鳴となってい . る。 この相違については、 上

掲の胡三省の註には、 旧實文場伝云、文場与『霍仙鳴』分『統禁旅』、 通鑑考異の 蓋希邏尋罷、 而仙鳴代」之也、 今從『実録

とする通鑑考異の説を、 とが禁旅を分統すとなっているのは、 の実録に従って書いたと、 と述べておるのを引用し、 胡三省も認めているようである。 通鑑には資文場と王希遷とが禁旅を分統すとあるのが、 通鑑の著者の司馬光が、出典を明かにしたものである。 初め王希遷が任命されたが、それが免ぜられて霍仙鳴が代わり任ぜられたのに因る 末尾の「今従1実録こ」とあるのは、 旧唐書竇文場伝には、 これは通鑑のこの所は、 質文場と霍 仙 唐 鳴

竇文場と霍仙鳴が禁旅を分統するようになってからは、 両人の権勢は隆々と拡大し、 新唐書宦者伝の竇文場 霍仙 鳴伝

K

られて、 れるものも多く出て来た。それより暫くして、 と述べている如く、節度使や大将は多く彼等両人の部下から出るようになり、 是^③ 時、 神策軍の指揮に当たらしめるようになった。 覽霍権震』朝廷\ 諸方節度大将、多出』其軍、台省要官走』門下」丐』接引」者、足相歸 徳宗の貞元十二年(七九六)六月になると、 旧唐書宦官伝の竇文場・蹇仙鳴伝には、 また彼等両人の援引によって顕官に任ぜら 護軍中尉と中護軍の職官が設け そのことについて

使張尚進為』右神策中護軍、內謁者監焦希望為』左神策中護軍、(中尉護軍) 自1文場等1始也

特立』護軍中尉両員・中護軍両員、以帥』禁軍、乃以』文場」為』左神策護軍中尉、

仙鳴為」右神策護軍中尉、

右神威軍

同様

なことが見えているが、 と述べており、 また新唐書の宦者伝の寳文場・霍仙鳴伝や、 通鑑のその所には、 胡三省が註して 通鑑巻二百三十五唐徳宗貞元十二年六月乙丑の条にも、

非,如,唐初所,置煎級所,謂上護軍・護軍,也 左右神策中尉 始』於資・霍 自、此宦官之権、 日以益重、 不」可以復制 矣 下」護軍中尉二等、 為山中護軍、此職事官之掌」禁兵」者

51 (51)

宦臣の竇文場と霍仙鳴とが任命されたことによって、 禁軍の中心である神策軍の統率者たる左右神策中尉、 宦臣の軍事上の支配権は益々大となって固定化し、 即ち左右護軍中尉の職が創設され、 最早や制御し難 その職に初めて

ものになったとしている

は、 宦官はこの軍隊の力を背景にして、 宦官であったとも謂い得られる。 政権をもその手中に収めることに成功したが故に、 徳宗以後の唐国家の最高統治者

元和十五年(八二〇)に、 の 順宗が即位したが、 の朝廷における宦官の勢力を、 病弱のために、 憲宗は宦官に弑されたが、 不動のものたらしめた徳宗は、貞元二十一年、即ち永貞元年(八〇五)正月に崩じ、 在位僅かに八ヵ月に満たないで退位し、子の憲宗が即位して元和と改元した。 通鑑巻二百四十三の唐文宗大和二年(八二八)三月の条にも 子

自』元和之末、宦官益横、建司置天子、在』其掌握、威権出』人主之右、人莫』政言、

集り来たところで、 宦官の勢力を、 太和九年 (八三五) 十一月に、金吾庁舎の後にある石榴に甘露が降ったと称して、宦官達をそこに招いて観ることを命じ、 とある如く、憲宗の末年頃から、 穆宗及び敬宗を経て、 いやが上にも益す結果となった。通鑑巻二百四十五唐文宗太和九年十一月の条の終り所に、 悉くを殺そうとした。 文宗が即位した。 **恒臣の権力は益々強くなって、遂に天子を廃立する権までも持つ程になった。** しかしその企ては失敗し、 文宗は宦官の専横をにくみ、 この謀に参加した者は、 鄭注や李訓らと謀って宦官を除去しようとして、 いずれも誅殺され、 この甘露の変 憲宗の後 却って

自、是天下事、 皆決"於北司、宰相行"文書,而已、宦官気益盛、 追司齊天子、下司視宰相、 陵司暴朝士1 如草芥 後について

司で決められた政策を、 と述べてあり、 その中心は次第に神策軍に移ったが、元来はこれは軍隊に過ぎないのである。 甘露の変があってから後は、天下のことは、悉くが北司で決定され、 その命令通りに実施する機関に過ぎなくなった。 北司は既に述べてある如く、 宰相を始めとする南司 その禁軍の指揮権を宦官が掌握す 北牙禁軍を言うの の 北

ここに於いて、北司という語が意味する内容が、 るようになってから、 一その軍の力を用いて政界に進出し、遂に宦官が国家の事実上の統治者にまでなり終ったのである。 異なって来るのであって、北司と言えば、最早やそれは宦官を意味する

ようになって来た。

殺され、ここに宦官の専横は終りを告げた。 なかったが、昭宗の天復三年(九○三)正月になって、朱全忠のために、宦官は長安に居る者も地方に居る者も、 ように、失意の状態のままで崩じたのである。それ以後の君主の在位の時も、依然として宦官の専横は続いて熄むことが 文宗は甘露の変後は、 通鑑巻二百四十五唐文宗開成元年十一月の条に、「上(文宗)自』甘露之変、意忽忽不、楽」とある しかし唐の国家そのものも、間もなく亡んだのである(九〇七)。

④ 新唐書の兵志に、「唐初兵之戍」辺者、大曰ュ軍、小曰□守捉、曰ュ鉞、而総ュ之者、曰ュ道」とある如く、軍とは辺境を戍る兵士の駐日ュ鉞、而総ュ之天。」

四部叢刊に含まれている宋刊本を景印せる通鑑考異の巻十八に見え

- - を特に設けて、愛・霍の両人を、その官に任じた際のこととして、「時度・霍之権、振」於天下、藩鎮節将、多出」禁軍、台省清要、時出」其際、で、登・霍勢慎」中任ぜられた記事の所にも、旧唐書と同様に、「是時、愛・霍勢慎」中任ぜられた記事の所にも、旧唐書と同様に、「是時、愛・霍勢慎」中代でられた記事の所にも、田唐書と同様に、「是時、愛・霍勢慎」中代である。
- の竇・翟伝にはあるを以て、ここにそれを補った。 日唐書竇・翟伝には、この括弧の中尉護軍の四字が無いが、新唐書

五 南北司の成立

令体制も、 二衛などの軍隊及び中央の諸行政官庁のことを南衙、 既に述べてある如く、 段々と太平になれて弛緩して、南衙の十二衛の衛士の交代も崩れて傭兵によって充す状態となった。 唐の初期においては、 宮城の北に駐屯している禁軍を北衙、 或は南牙と称していたが、 唐の第二代太宗の時に、 或は北牙と言い、 宮城の南に居る十 一通り整った律 しかも北

部の諸官のみが残存するに過ぎぬものとなった。 衙の禁軍が、君主に近接して、次第に勢力を増すに比例して、 通鑑巻二百三十四唐徳宗貞元八年の終りの所に、 南衙の諸衛は衰微し、遂に有名無実のものとなり、 ただ幹

左神策大将軍柏良器、募"才勇之士」以易"贩鬻者、監軍實文場悪」之、会良器妻族、飲酔寓示宿宮舎、十二月丙戌、良器坐左示還右領軍、

自」是宦官、始專」軍政

見つけて、良器を罪に坐せしめ、右領軍衛に左遷させたことを、述べたものである。この所にある胡三省の註は、 という一文が見えており、これは宦官の竇文場が、宦官に非ざる柏良器の才能をねたみ、 良器の妻族が衛禁を犯したのを

その諸衛の一つであるから、実兵を指揮している神策軍から遷されることは、左遷になるとしている。 憲宗・穆宗・敬宗を経て文宗の在位の時のこととして、通鑑巻二百四十五唐文宗開成元年 (八三六) 正月辛丑朔の条に、 によって明かな如く、 と説明しており、 為;宦官挾"兵権」以脅"天子」張本、右領軍、十六衛之一也、 当時は南衙の諸衛は既に有名無実で、 南衙禁軍の諸衛は、 徳宗の時には、 その所属の諸官はただ位に具わっているだけであり、 時南牙諸衛、具、位而已、北軍掌1兵権1重、故良器為1左遷1 既に名だけのものになっていたのである。また徳宗から順 この胡三省の説明 右領軍

とあり、 仇士良が神策軍から編成せる杖衛を以て、長安の殿門を守衛せしめるようにと上請したのに対して、 御"宣政殿、赦"天下"改元、仇士良請"以"神策仗"衛"殿門"、諫議大夫馮定言"其不可、乃止、定宿之弟也 諫議大夫の

南牙十六衛之兵、至,此雖,名存,実亡、 然以"北軍「衛"南牙、則外朝亦将」聴"命於北司、既紊"太宗之紀綱、 又增言官之勢煩了 故馮定

実現しなかったというのであるが、この所にある胡三省の註は、

言。其不可

馮定が反対したので、

と説明しており、 れらの兵も無くなっているから、 従って諸衛の中の長安諸殿門を警護するのは、 仇士良が神策仗衛を以て殿門を警護せしめよと請うのは、これは南衙の諸衛の兵は、 北衙の神策仗衛を以て警護に当てるようにと望んだのである。 監門衛であり、 宮城・京城などを巡警するのは金吾衛であるが、そ しかしこれは、 最早や有名無実と 北衙が南

が 策には に 禁軍の相違は無くなり、 われてい 士良の上請のことからしても、 なっていた宦官の勢力を増大することになるから、 衙を支配することになるのであって、 なっ 無くて宰相を始めとする文官達であった。ここに於いて、 た 、た南牙即ち南衙と北牙即ち北衙とは、 南北司 の例を、 禁軍は北にのみ存在して、 通鑑の中から拾ってみるに、 南衙の諸衛は、 太宗の定めた制度を紊すことになり、 有名無実になっていたことが知られるのである。 主として禁軍の相違によっての区別名であったが、 しかも殆んどが神策軍の軍隊で宦官が指揮するものであり、 馮定は反対したのであると、 通鑑巻二百四十三唐文宗大和二年三月の条の所に見える劉蕡の対 南北牙即ち南北衙の名称は変じて、 また北衙即ち当時は北司と称せられるように 胡三省は述べてい 南北司と称せられるよう かくして唐の前半頃に言 . る。 唐の後半になっては、 この文宗の時 南 は禁軍 が仇

出多、門、 法宜1画一 人無」所」措、 官宜、正、名、 実由。兵農勢異而中外法殊 今分1外官・中官之員ご 立,南司 北司之局、 或犯,禁于南、 則亡元命于北、 或正」刑于外心 則破日律於中心

法

と述べてあり、 百官赴1南牙朝会1者、 ここに外官と中官と、 調心外官 亦謂"之南司、宦官列"局於玄武門内、両軍中尉遊"諸営於苑中、謂"之中官、 及び南司と北司との語が見えているが、 この語について、 胡三省の註 亦謂!之北司

が たるが、 と説明し、 :加わってその主体をなしているとしている。 しかし各構成員は以前とは異なり、 外官と南司とは同一のものであって以前の南衙に当たり、 南司には実兵は無くて朝士即ち文官が主であり、 また通鑑巻二百四十九唐宣宗大中八年の条の終りの所 中官と北司とは同一のものであって以前の北 北司は神策諸営の外に宦官 衙に当

見」其奏い (宣宗) 又嘗与"令狐綯" 由、是益与1朝士1相思 謀"尽誅"宦官 南北司如北水火1矣 約恐」灣及1無辜「 密奏曰、 但有」罪勿」捨 有、關勿、補、 自然漸耗、 至1於尽1矣

が と見え、 : 黄巣の乱兵を避けて、 北司は宦官、 南司は朝士即ち文官たるを示している。 蜀の成都に遷ると、 また通鑑巻二百五十四唐僖宗中和元年三月の条には、 僖宗

宦者额

群臣追ī從車駕1者、稍集1成都、南北司朝者、近1二百人、諸道及四夷貢献不」絶

とあって、南北司の例が見えているが、同書同巻同年七月の条にも

太宗之天下、非"北司之天下、天子者、四海九州之天子、非"北司之天子、北司未"必尽可"信、南司未"必尽無"用、 (僖宗) 日夕專与1宦者1同」処、 中外尤当」一」体、去冬、車驾西幸、不」告』南司、遂使』宰相僕射以下、悉為。賊所,屠、 議』天下事、待』外臣」殊疎薄、庚午、左拾遺孟昭図上疏以為、治安之代、 独北司平善、 (中略) 遐邇猶応、同、心、 夫天下者、 多難之

とあって、 位するが、 通鑑の昭宗紀の所には、 南北司の例が見え、南司は宰相らの文官、北司は宦官を指すことを明かにしている。 南北司の例が多く見えている。その中の主なる二例を掲げることとする。 僖宗の次には、 即ち通鑑巻 昭宗が即

(昭宗) 素疾,宦官 枢密使宋道弼・景務脩専横、 崔胤与,上謀去,宦官 宦官知、之、 由、是南北司、 益相憎嫉、 各結1藩鎮1為1援、 二百六十二唐昭宗光化三年六月の条の所に

とあるのや、同書同巻同年十月の条の所に、

以相傾奪

雖終罹₁其禍、不¸若率₁太子;立¸之、尊₁主上;為₁太上皇、引₁岐華兵;為¸援、 初崔胤与、帝密謀,尽誅、宦官、 左軍中尉劉季述・右軍中尉王仲先・枢密使王彦範・薛斉偓等、 及『宋道弼・景務脩死』、 宦官益懼、 上自1華州1還、 陰相与謀曰、 控切制諸藩、誰能害、我哉 忽忽不、楽、 主上軽佻、 多縱」酒、 多 変詐、 難』奉事、專聴『任南司、吾 喜怒不」常、 左右尤自危、

とあり、 「聴₇任南司」」とある所には、 共に唐末の宦官を除去する謀について、 胡三省が、「時宦官謂』之北司、謂』南牙百官,為。南司」と註しており、 南北司のことが見えているのであるが、 光化三年十月の 北司は宦官、 条のものに、

は百官を言うとしている。

用いる場合もあった。その例を少しく掲げよう。 このようにして唐の南北牙即ち南北衙は、その後半から南北司と称せられるようになるが、 先ず通鑑巻二百四十九唐宣宗大中十年十一月の条に、 しかし時折矢張り旧 日名称を とあり、

内園使李敬寔遇,鄭朗,不、避、馬、 朗奏」之、 上 (宣宗) 資"敬寔" 対曰、 供奉官例不、避、 上巨、 汝銜山敕命」橫絶可也 豈得₊私出而

不。避。宰相三乎、 命剝」色配」南牙

とあって、 当時既に南司と北司 'の語が使用されていたのにも拘らず、 南牙の語が用いられており、 また通鑑巻二百五十二

唐僖宗乾符元年十二月の条には

上 (僖宗) 年少、政在,臣下、南牙北司、 互相矛盾

とあって、 南司北司の代わりに、 南牙北司と言っており、 更に通鑑巻二百五十六唐僖宗光啓元年閏三月の条には

初田令孜在」蜀ᆶ。新軍五十四都、毎都千人、分コ隸両神策」為ォ十軍、以統ュ之、又南牙北司官共万餘員

とあって、南牙北司の例が見えている。このように南司と称すべきところを、南牙と称することもあったが、 北司と言う

南司と北司とは、 仲が悪く、 常に相争っていた。そのことは、 既に掲げてある通鑑巻二百四十九唐宣宗大中八年の条の

終りの所に、

<u>_</u>

(宣) 又嘗与』令狐綯」謀"尽誅」宦官、

綯恐□濫及□無辜\

密奏曰、

但有、罪勿、捨、

有、闕勿、補、

自然漸耗、

至1於尽1矣、

宦者顯見:

きところを、

北牙と称する例は無いようである。

其奏、由、是益与,朝士,相恶、 南北司如小水火一矣

上 (僖宗) 年少、政在』臣下、南牙北司、 互相矛盾

また通鑑巻二百五十二唐僖宗乾符元年十二月の条の終りの

が所に

とあるが、更にはまた通鑑巻二百六十二唐昭宗光化三年六月の条の所に、

宦官知い之、 司空門下侍郎同平章事王搏、 由」是南北司益相憎嫉、各結『藩鎮』為、援、 明達有『度量、時称』良相、 以相傾奪、 上 (昭宗) 類恐!其致)乱 素疾」宦官 枢密使宋道弼・景務脩専横、 崔胤日与、上謀、去、宦官、

とあって、 度使の勢力が、既に南司や北司を凌駕していることを示すものであって、やがては、その節度使の一人である朱金忠のた 南司と北司とが相憎嫉しあう結果、節度使を味方に引入れて、その力を借るに至ったという。このことは、 節

めに、北司の宦官共は殲滅される運命にあったのである。

1 のは、可でないということは、この文宗の大和二年以前にも、その例 の条に、 がある。それは通鑑巻二百二十一唐粛宗乾元二年(七五九)三月甲午 北衙の兵を以て、南衙の兵が警護すべき所を警護せしめようとする 於是、京師多、盗、李輔国請是国羽林騎士五百」以備是巡邏。李揆上

警、夜、忽有·非常之変、将何以制、之、乃止、 氏、皇朝置,南北牙、文武区分、以相伺祭、今以,羽林,代,金吾 昔西漢以:南北軍:相制、 故周勃因,南军,入,北军、 遂安,劉

> 軍一率。其職公故李揆以為之言、 金吾衛属,南牙、羽林衛属,北牙、金吾掌,巡微、李輔国欲,以,羽林

とあり、この所の胡三省の註は、

と説明している。

劉贲のこの対策のことは、旧唐書巻百九十下、及び新唐書巻百七十

八の各劉贇伝にも見えている。

(東北大学名誉教授

Transition from South Ya 南衙 and North Ya 北衙 to South Ssu 南司 and North Ssu 北司 in the T'ang Period

by

Sizuo Sogabe

The imperial guards for the Emperors in the *T'ang* period was consisted of *South ya* and *North ya*. *South ya* was called the *Various Wei* (諸衛) and stayed at south of the palace. *North ya* was called the *Chin army* (禁軍) and stayed at north of the palace. However, this guard system had been gradually deformed or disappeared as time passed. Toward the end of the *T'ang* period, *South ya* was completely disappeared and only civil officials remained and *North ya* joined to the *Shen ts'e army* (神策軍) under the control of the *eunuchi* (宦官). After this change of the guard system, *South ya* was called *South Ssu* and *North ya* was called *North Ssu*.

The Self-government and the Oligarchy in English Mediaeval Boroughs

by

Yoshiteru Takei

Not a few vague points still remain as to the incorporation of mediaeval English boroughs, particularly as to the time when they were incorporated. Theoretically speaking, one cannot help recognizing the difference of opinion about it between A. Ballard and M. Weinbaum. The author, taking up the position that stress should be put on the former, attributes this difference to the separation of the real from the nominal or legal incorporation. Judging from the legal formalism, the incorporation of the mediaeval English borough should have been accomplished by the grant of the royal charter which placed them on an equal footing with the county.